

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 16 日（火）18：23～18：39

2 場所 永田町合同庁舎 8 階 C 会議室

3 出席

#### <WG 委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

佐藤 美幸 厚生労働省医政局医療経営支援課長

水野 忠幸 厚生労働省医政局医療経営支援課課長補佐

黒田 泰弘 厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人指導官

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 医療法人の理事長要件の緩和（医師以外にも解禁）

3 閉会

---

○宇野参事官 それでは、医療法人の理事長要件の緩和ということで、医師以外にも解禁してはどうかということでございます。これにつきまして、厚生労働省のほうから来ていただいております。

医政局の医療経営支援課長の佐藤様を中心に来ていただいております。これは提案募集をしたときにアムダというところから非常時の話として、あらかじめ救援救護の団体と医療法人と一緒に共同経営の医療法人をつくりたいと。ただ、この医療、理事長の要件が邪魔になるという御提案でしたが、それに限らず今日は御議論させていただくのかなと思います。

この会議は基本的に公開ということをお前提にしております。特段支障がなければ公開前提で御議論していただくという形よろしいでしょうか。

○佐藤課長 厚生労働省の医療経営支援課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたし

ます。

医師でない者の理事長要件の件ですが、お手元にペーパーを配らせていただいておりますが、医療法の第46条の3において、原則、理事長は医師又は歯科医師ということになっております。これは基本的には医療事故の対応とか医療安全の視点から、最高責任者である理事長は医学的な知識を有している医師、歯科医師とすべきということがございます。

これは昭和60年に法律が改正されておりまして、それまでは要件がなかったのですが、昭和55年の富士見産婦人科病院事件で、医師でない理事長の検査、診断に基づきまして、医師である理事長の妻らが手術の適用が認められないのに子宮の摘出を行った事件がございました。これは結構大きな事件になったかと思えます。

それを受けまして、こういう要件をつけさせていただいているわけですが、第46条の3にありますとおり、ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができるという要件になってございます。ですので、私どもの考え方は基本的に各都道府県知事の個別の判断によってされているもので、全てをできないということにしているわけではありません。さらには、今年の3月5日に各都道府県宛てに、医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に係る認可の取扱いについてという文書を出してございます。

これは、先ほど申し上げたとおり、各都道府県知事が個別に判断される際に、都道府県の医療審議会で意見を聞いた上ということになってございますが、そのときに私どもでどのように取り扱っているかという調査を行ったところ、一部の都道府県におきまして、当該法人の理事としての経験年数が一定期間あることとか、そういった要件をつけていたということが分かりましたので、そういった点については改善するように指導してございます。これは今年の3月でございまして、今年度末にそのような認可の取扱いに関してどうなったかという結果をとることにしてございます。

現状だけ申し上げますと、医療法人は約5万弱ありますが、約400弱だったと思えますが、医師、歯科医師でない理事長もいらっしゃるという実績もございます。ですので、私どもは適正に各都道府県で、医療審議会の中で検討していただければ、全くそれを認めないということにはなっていないと理解してございます。

以上でございます。

○原委員 理解し損なったかもしれませんが、紙にある(1)～(5)というのが、厚生労働省からこういう基準でやるようにとって御指導されているということですか。

○佐藤課長 そうでございます。

○原委員 (1)～(4)までは比較的限定的なケースだと思うのですが、(5)のところというのは非常に抽象的なわけですが、実際上はどんなケースでされるのでしょうか。

○佐藤課長 どんなケースというのは。

○原委員 では、質問を変えますと、先ほど400弱は認められていますということでしたが、

(5) のケースというのはいくらあるのかというのは把握されていますか。

○佐藤課長 これでは認められたというのが約230でございます。

○原委員 この(1)～(4)、もしそれぞれので、お差し支えない範囲で後で教えていただければ。

○佐藤課長 これは25年3月末現在ですが、ざっくりした数字を申し上げます。

(1)に該当しているものが約100、(2)に該当しているものが約30、(3)が一つ、(4)が約30でございます。

○原委員 今教えていただいた件数というのは現在存在する医療法人の中でということですか。

○佐藤課長 はい。先ほど申し上げたとおり、私どもが3月に出した通知で今年度の分がどのくらいの件数になったかというのは報告をしてくださいと各都道府県にお願いしてございますので、それについては適宜数字を追いかけていくという形で考えてございます。

○原委員 そうしたら、先ほどの提案募集で出てきた提案でございますが、これは自治事務ということなのではございまいしょうが、一般的に考えるとこういうケースというのは、よほど変な人を理事長にしたりというのでなければ認められるものなのでありまいしょうか。

○佐藤課長 先ほど申し上げたとおり、一般的にはそういうことだと思いますが、ただ、一番初めの要件で、やはり医療事故の対応でありますとか、医療安全の視点から、元々医師、歯科医師となっていますので、その辺をよく見ながらかとは思っています。それと、どういう方かというのは、各都道府県の医療審議会のところには私どもは委ねているという形になります。

○原委員 實際上、この提案との関係については提案者にもう一度確認をしたいと思いますが、もう一つのか、そもそものこの規制の必然性というところに戻りますと、これは規制改革の議論の中でもさんざんこれまでもされているところではございますが、医療事故につながるからという説明で今でもされるわけでしょうか。要するに、理事長というのは基本的には経営者だと思いますので、経営者をどうするのかという問題と、医師が適切な医療行為をされるのとは全く別の問題だろうと普通には思われるのですけれども、現時点ではその議論についてはどうされているのですか。

○佐藤課長 基本的には同じ考え方で、医療事故が先に来ているので言い方は変ですが、医療安全の視点というのが今一番大きいかと考えます。

○原委員 もう一度教えていただきたい。理事長という医療法人、経営する人が医師であるということはどういう観点で医療安全につながると考えているのでしょうか。

○佐藤課長 私どもの考え方は、実質的な支配下にある医療法人において医学的な知識に欠落をされては困るということで基本的な考え方をそういうふうに行っている。もう一つは、一般的な病院の管理者というのは現状医師しかありません。やはりそういうことを考えると、病院の一番トップである方と理事長である方が同じというケースが一般的に普通だろうと考えていたということだろうと思えます。

○原委員 理事長と院長と兼ねられるということですね。そういうケースが多いのでしょうかということは分かるのですが、制度としてそれを義務付けるというのは、普通にはあまり結びつかない。

○佐藤課長 そのこのところは、先ほどの繰り返しになりますけれども、医療安全の視点等とか医療というのは特別だということに尽きるのではないかと考えております。

○原委員 これはもう規制改革の世界でさんざんされてきていることを認識の上でというか、課長も十分御理解の上だと思いますけれども、タクシー会社やトラック会社だったら、別にももちろん経営者は安全について考えないといけない十分な配慮をしないといけないわけですが、別にそれは二種免許を持っているとかそういうことではないですよということですね。

医師の場合に理事長という経営者がそういった医師資格を持つくらいの特別な知識を持っていないといけないというのは、合理性はどこにあるのでしょうか。

○佐藤課長 それは実質的に理事長というのが先ほど申し上げたとおり支配下に組織を置くということを考えた場合には、医学的知識を持っている人がやったほうが良いと考えております。

○原委員 それは院長が施設の管理。

○佐藤課長 ですが、これは雑多な話になって恐縮ですが、普通、管理者は管理者でいて、理事長は理事長であれば人件費とか経営の面でも効率化を考えた場合には一般的にそういうふうにするパターンの方が多いいのではないかみたいになってしまう。

○原委員 同じ人がやったほうが良いのではないかという判断をするかどうか、これは経営判断の問題であって、それと制度上そうしなければいけないという理由というのは、普通は別ですね。

○黒田指導官 理事長はやはり権限的には法人の権限を握っている、掌握しているという観点を重視しています。

○原委員 分かりました。理事長について、なぜ医師でなければいけないのかというのは、書面で一度整理をいただいて教えていただけますでしょうか。提案の内容については、もう一度提案者にも確認をいたします。

○佐藤課長 ですので、提案の内容自体が全くできないかと言うと、少なくとも先ほど申し上げたとおり、私ども通知等でその辺は適切に対応するようにはなっていますので、全くダメと言っているわけではないので、実質的にはそんな問題にはならないのではないかと考えます。

○原委員 分かりました。どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

○藤原次長 事務局からすみません。共同経営医療法人という話もあるので、これは議論があったかもしれませんが、医療法人に理事長は1人でないといけないという規制はそもそもあるのですか。共同理事長というのは制度上あるのか。

○佐藤課長 ないと思います。

○藤原次長 ないのですね。理事長は1人でなくてはならず、共同理事長という仕組みがまずないということで理解してよろしいでしょうか。

○佐藤課長 今の医療法人制度の中にはありません。

○藤原次長 提案者との関係でもそこが議論のあるところですよ。仮にそこは共同経営者という形で、理事長がお二人で例えば医師の理事長を補完する意味で例えばマネジメントに優れた医師以外の人を例えば補完的に充てるという議論というのはあり得るのでしょうか。

○佐藤課長 先ほど申し上げたとおり、特段絶対医師、歯科医師以外ではダメですと言っているわけではないので、そこのところは可能性としてはどういう方を立てるか、候補にされるかということによるのだと思います。

○藤原次長 知事が認可して、医師以外を理事として選出している例は全国で何件ぐらいあるのでしょうか。

○佐藤課長 約400件。

○藤原次長 どうもすみませんでした。

○原委員 ありがとうございます。